

「さんごの島のやさい」 ロゴマーク使用要領

令和 7 年 3 月 1 日

宮古島市地産地消推進協議会会長決裁

(目的)

第 1 条 本要領は、「さんごの島のやさい」をキャッチフレーズとして、宮古島市の市内産農産物を PR するため、ロゴマークの使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(使用要件)

第 2 条 ロゴマークの使用の申請をすることができる者は、宮古島市内産の農産物を販売する生産者、卸事業者、小売事業者で、市内に事業所を有する法人その他の団体又は市内に住所を有する個人事業者とする。

2 ロゴマークの使用の対象となる商品は、宮古島市内産の農産物とする。

(使用方法)

第 3 条 ロゴマークの使用方法は、以下の各号のとおりとする。

- (1) ロゴマークのシールを購入し、商品に貼付する。
- (2) ロゴマークの画像を商品パッケージに印刷する。

(申請方法)

第 4 条 ロゴマークの使用を申請しようとする者（以下「申請書」という。）は、「さんごの島のやさい」ロゴマーク使用許可申請書（様式第 1 号）を宮古島市地産地消協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(使用許可)

第 5 条 会長は、前条の使用許可申請書の提出があったときは、速やかに内容を確認し、許可することが妥当と判断したときは、「さんごの島のやさい」ロゴマーク使用許可書（様式第 2 号）を申請者（以下、「使用者」という。）に交付するものとする。

2 会長は、前項の許可をしたときは、シール購入希望者に対してはシールを販売し、商品パッケージへの印刷を希望する者に対しては、画像データを提供する。

(禁止事項)

第 6 条 使用者は、以下の各号に掲げることを行ってはならない。

- (1) 市内産農産物以外の商品にロゴマークを使用すること。
- (2) シールまたは画像データを第三者に提供し、譲渡し、または転売すること。

(使用許可の取消および罰則)

第 7 条 会長は、使用者が前条の禁止事項に違反したと認められた場合は、第 5 条の使用許可を取り消すものとする。

2 会長は、前項の違反の内容が悪質であった場合は、当該違反者の名称（氏名含む）を理由とともに公表するものとする。

(シールの販売および画像データの提供)

第8条 シールの販売は、1円/枚(税込み)とし、2,500枚単位で販売するものとする。画像データの提供は無償とする。

2 シールの販売および画像データの提供は、宮古島市地産地消協議会事務局(宮古島市産業振興課内)において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。